

The Tee-up Club 利用規約

第1条(本規約について)

本規約は、株式会社メイクアップ(以下「当社」といいます)が運営するティーアップクラブ(以下「当クラブ」といいます)が提供するサービス(以下「当クラブサービス」といいます)の内容および利用条件等を規定するものとし、第2条に定める会員(「以下「会員」といいます」)に対して適用されるものとします。

第2条(会員制度)

- 1 当クラブは会員制とします。
- 2 当クラブに入会しようとするときは、本規約を承諾し、所定の入会申込書等(Web上の申込み等電磁的媒体・記録による場合を含み、以下「入会申込書等」といいます)を提出しなければなりません。
- 3 前項の入会申込書等を提出し、当クラブが会員として適切と判断した申込者は、利用契約等の諸契約を締結することにより、当クラブへの入会が認められ、当施設を利用することができます。
- 4 会員は、本規約、施設内の諸規則、その他当クラブが定める規則を全て遵守しなければなりません。

第3条(入会資格)

次の各号のいずれかに該当する者は、当クラブの会員になることができません。

- 1 本規約および利用する施設の諸規則を遵守できない者
- 2 入会申込書等に虚偽記載があった者
- 3 過去または現在において暴力団もしくは反社会的勢力に属し、又はそれらに属する者と関係を有すると判断した者
- 4 18歳未満の者
- 5 医師等により運動を禁じられている者
- 6 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- 7 その他、当クラブが会員としてふさわしくないと判断した者

第4条(会費と入会金等)

- 1 当クラブの会費および入会金、その他の費用(以下「会費等」といいます)は、当クラブが定めるものとします。
- 2 会員は、会費等を当クラブ所定の方法で支払うものとします。
- 3 会員は、月払いプランの場合は、当クラブ会費の当月分を前月20日までに支払うものとします。但し、入会時の初回支払時期については別途定めます。年払いプランの場合は、当クラブ会費の一年分を、請求書記載の期限までに支払うものとします。加入希望日からサービスが利用開始され、契約期間は一年間とします。
- 4 会員は、実際の当クラブサービス利用の有無に関わらず、本規約が定める会費等を全額支払う義務があります。支払済みの会費等は、法令の定め又は当クラブが認める理由がある場合を除き、返還されません。
- 5 当クラブは、会費等の改定を行うことができます。その場合は、適用日の2週間前までに会員に告知するものとし、以後は改定後の会費等が適用されるものとします。
- 6 会員は、会費等その他の債務を支払期日までに履行しない場合には、支払期日の翌日から支払済みまで年14.6%の割合で計算される延滞利息を会費等その他の債務と一括して、当クラブが指定する方法で支払わなければなりません。その際の振込手数料等の費用は、当該会員の負担とします。

第5条(入退室管理システム)

- 1 当クラブは、会員に対し、入退室管理システムのアプリケーションその他クラブ利用のために必要なシステム(以下「セキュリティキー」といいます)の使用を許諾します。
- 2 会員が当クラブに立ち入る際には、当該会員に交付されたセキュリティキーを使用するものとし、会員本人がセキュリティキーを使用できない場合は、クラブに立ち入ることはできません。
- 3 セキュリティキーは、許諾された会員本人または当クラブが認める使用権限を有する者のみが使用でき、他の者が使用することはできません。
- 4 会員は、セキュリティキーを第三者に貸与することはできません。万一、当クラブの許諾なくセキュリティキーを貸与した場合は退会処分の対象となります。
- 5 セキュリティキーにつき紛失、盗難、または破損が生じた場合には、会員は速やかに当クラブにその旨を届け、具体的な状況を説明しなければなりません。この場合、当クラブが相当と認めたときは、会員は、セキュリティキーの再発行を受けることができます。

第6条(非会員の利用について)

- 1 当クラブは、会員プランの内容に応じて、会員が同伴することを条件に、1回につき1人から3名を限度として、非会員に当クラブサービス利用を認めます。なお、当クラブが個別に定めるプランにおいては、上記と異なる取扱いがされる場合があります。
- 2 非会員の当クラブサービス利用については、当該利用の基となるプランの会員が責任をもって、これら非会員に対し、本規約その他規則を遵守させ、連帯して一切の責任を負うこととします。
- 3 第1項または当クラブが別途許諾した場合のほかは、非会員は当クラブサービスを利用できません。

第7条(会員プランの変更)

会員は、会員プランの変更を希望する場合には、変更希望月の前月の10日までに、当クラブ所定の手続きを行うものとします。その場合、翌月初日よりプランが変更となります。

第8条(遵守事項)

会員は、本規約に別途定める事項のほか、次の各号の事項を遵守しなければなりません。

- 1 当クラブサービスの利用にあたっては、当クラブに掲示されたルール、慣習上のルール、当クラブの説明および指示に従うこと
- 2 当クラブまたはその施設・敷地内において、物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動をしないこと
- 3 他の会員を含む第三者や当クラブスタッフに対し、犯罪的行為、または犯罪的行為に結びつく行為、もしくは公序良俗に反する行為、その恐れのある行為をしないこと
- 4 刃物等の危険物や、他者または施設・器具を傷つける可能性のある物品を当クラブまたはその施設・敷地内へ持ち込まないこと
- 5 他の会員を含む第三者の財産、名誉、プライバシー等を侵害する行為をしないこと
- 6 当クラブサービスの利用を認められていない者を同伴させないこと
- 7 他の会員を含む第三者や当クラブスタッフ、当クラブ、当社を誹謗・中傷しないこと
- 8 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフに迷惑を及ぼす行為をしないこと

- 9 動物(あらかじめ許諾された介助犬は除く)を館内に持ち込まないこと
- 10 他のクラブ利用者のクラブ利用を妨げる行為をしないこと
- 11 当クラブの秩序を乱す行為をしないこと
- 12 当クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出しをしないこと
- 13 その他、当クラブが会員としてふさわしくないと認める行為をしないこと

第9条(入館の禁止、退場)

- 1 当クラブは、次の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の入館禁止または退場を命じることができます。
 - (1) 本規約および当クラブの諸規則に違反した者
 - (2) 第3条に定める入会資格を欠いている者、または入会後に欠くこととなった者
 - (3) 当クラブにより、体調不良、薬物使用等により正常な施設利用ができないと判断した者
 - (4) 当クラブにより、著しく不潔な身体または服装により他の会員を含む第三者が不快に感じると判断した者
 - (5) 当クラブの承諾なくセキュリティキーを使用せずに入館した者
 - (6) 本規約の手続に従わず非会員を入館させた者および当該入館した者
 - (7) 会費等を滞納した者
 - (8) 上記のほか、当クラブにより、入館禁止または退場を命じることが適切であると判断した者
- 2 当クラブへの入館禁止中の会員は、当該禁止期間中であっても、会費等の支払義務を免れません。

第10条(退会)

- 1 会員は、当クラブ所定の手続きを行った上で、希望する月の月末をもって退会することができます。この手続きは、原則として当クラブの指定する電磁的方法によるものとし、所定の退会フォームに入力をおこない、当クラブの受領確認をもって退会となります。
- 2 退会手続は、退会を希望する月の10日までにを行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。各月の11日以降に退会手続がとられた場合は、翌月の末日をもって退会となります。
- 3 本条の退会手続が完了しない間は、本クラブサービスの利用有無に関わらず通常の会費等が発生します。
- 4 会費等の未納分がある場合には、第1項の退会手続と同時に完納しなければなりません。
- 5 会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。年払いプランの場合は、契約期間中における退会であっても、既に支払われた会費等についての払い戻しを行いません。

第11条(休会)

会員は、クラブを休会することはできないものとします。

第12条(届出等)

- 1 会員は、入会申込書等に記載した内容に変更があったときは、速やかに当クラブ所定の手続きをもって変更の届け出をしなければなりません。
- 2 当クラブから会員への諸通知等は、会員から届け出のあった住所またはメールアドレス等宛に行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等の場合でも、当クラブは発送後の責を負いません。

第13条(退会処分)

- 1 当クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員をクラブから強制的に退会させること(以下「退会処分」といいます。)ができます。
 - (1) 本規約(第8条を含み、これに限られない。)および諸規則を遵守しないとき
 - (2) クラブ内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、クラブの運営に影響が生じると判断されたとき
 - (3) 第3条に定める入会資格を欠いていたことが判明したとき、または入会後に欠くこととなったとき(入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったときを含みます。)
 - (4) 会費等を2か月分以上滞納したとき
 - (5) その他、会員としてふさわしくない言動があり、改善が見込めないとき
- 2 退会処分となった会員は、当該処分時から、全ての当クラブサービスを利用することができません。
- 3 退会処分となった会員に対しては、当クラブは、前納分または既払分の会費等があっても、これらを返還することはいたしません。
- 4 退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、当クラブサービスを再び利用することはできません

第14条(資格喪失)

- 1 1 会員は、次の各号の場合には、自動的にその会員資格を喪失します。
 - (1) 退会または退会処分
 - (2) 死亡または法人の解散
 - (3) 当クラブが閉鎖されたとき
- 2 前項第2号および第3号の場合には、資格喪失日の属する月の会費等につき、日割計算の上精算するものとします。

第15条(会員資格の譲渡禁止等)

会員は、自己の会員資格につき、他人へ譲渡、貸与、名義変更、質権設定その他担保に供する等の行為はできません。

第16条(営業日および営業時間)

当クラブの営業日、営業時間については、別に定めます。但し、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第17条(施設の利用制限)

- 1 当クラブは、次の各号の場合には、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。当該制限がなされた場合でも、別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務に変更はありません。
 - (1) 気象・災害等の影響が及ぶと判断し、営業が困難と認めるとき
 - (2) 施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき
 - (3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき
 - (4) その他当クラブが休業を必要と認めるとき
- 2 前項の場合、事前にその旨をクラブまたはクラブのホームページ等にて告示します。但し、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第18条(施設の閉鎖・変更)

- 1 運営事業者は、次の各号の場合には、クラブ施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。

- (1) 気象・災害等により営業不能と認めるとき
 - (2) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他当クラブの経営上等やむを得ない事由が発生したとき
- 2 施設の閉鎖・変更の場合でも、当クラブが別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることなく、運営事業者は、会員に対し、特別の補償は行いません。

第19条(賠償責任)

- 1 当クラブ内またはその施設・敷地内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について、当クラブは、その故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
- 2 会員および本規約上クラブ利用を許諾された者は、自己の責に帰すべき事由により当クラブまたは第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
- 3 会員は、同伴者の責に帰すべき事由により発生した損害についても、その同伴者と連帯して賠償責任を負わなければなりません。

第20条(通知予告)

本規約に関する通知または予告は、当クラブ内への掲示または電子メールやホームページ掲載等の電磁的方法とします。

第21条(本規約その他の諸規則の改定)

当クラブは、本規約、細則、利用規定、その他クラブの運営、管理に関する事項を改定することができ、改定した本規約等の効力は、改定日から全会員に及ぶものとします。

第22条(管轄裁判所)

本規約または当クラブサービス利用に関して会員と当クラブの間で訴訟の必要が生じた場合、当社所在地を管轄する地方裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所とします。

本規約は 2023 年 12 月 20 日より発効します。